

平成23年度

大阪府後期高齢者医療広域連合
一般会計・後期高齢者医療特別会計
決算審査意見書

大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員

大 広 監 第 2 0 号
平成 2 4 年 9 月 2 8 日

大阪府後期高齢者医療広域連合長
竹 内 脩 様

大阪府後期高齢者医療広域連合
監査委員 金子 薫
同 多田 隆一

平成 2 3 年度大阪府後期高齢者医療広域連合
一般会計・後期高齢者医療特別会計決算審査意見について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 2 項の規定により審査に付された平成 2 3 年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計決算及び証書類その他政令で定める書類を審査した結果について、次のとおり意見書を提出する。

目 次

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の方法	1
第 4	審査の結果	1
第 5	審査の概要	2
第 6	実質収支に関する調書	8
第 7	財産に関する調書	8
第 8	意見	10

(注) 比率(%)は、小数点以下第 2 位を四捨五入した。

第1 審査の対象

平成23年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

第2 審査の期間

平成24年9月12日から同年9月28日まで

第3 審査の方法

審査に当たっては、会計管理者から提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等に基づき、決算計数の確認を行うとともに、予算が適正に執行されているかについて、定期監査及び例月現金出納検査の結果を参考に、必要に応じて担当職員の説明を聴取するなどして審査を実施した。

第4 審査の結果

平成23年度一般会計・後期高齢者医療特別会計の決算について審査した結果、決算計数は、関係諸帳簿及び証書類と符合して正確であり、予算は適正に執行されていると認めた。

第5 審査の概要

本年度の決算収支の状況は、次のとおりである。

【一般会計】

(単位：円、%)

		23年度
予 算 現 額	A	189,686,000
歳 入	B	200,850,201
歳 出	C	162,931,278
歳入歳出差引額 (B - C)	D	37,918,923
翌年度に繰り越すべき財源	E	0
実質収支額 (D - E)	F	37,918,923
前年度実質収支額	G	70,282,991
単年度収支額 (F - G)	H	△32,364,068
予 算 執 行 率	歳 入 B/A	105.9
	歳 出 C/A	85.9

本年度は、 予 算 現 額 189,686,000 円 に対し
 歳 入 200,850,201 円
 歳 出 162,931,278 円 で
 差 引 額 は、 37,918,923 円 となっている。

翌年度に繰り越すべき財源はないため、実質収支額は差引額と同額の
 37,918,923 円である。

【後期高齢者医療特別会計】

(単位：円、%)

		23年度
予 算 現 額	A	850,964,926,000
歳 入	B	850,377,566,715
歳 出	C	843,997,973,323
歳入歳出差引額 (B - C)	D	6,379,593,392
翌年度に繰り越すべき財源	E	0
実質収支額 (D - E)	F	6,379,593,392
前年度実質収支額	G	1,045,877,938
単年度収支額 (F - G)	H	5,333,715,454
予 算 執 行 率	歳 入 B/A	99.9
	歳 出 C/A	99.2

本年度は、予算現額 850,964,926,000 円 に対し
歳 入 850,377,566,715 円
歳 出 843,997,973,323 円 で
差引額は、 6,379,593,392 円 となっている。

翌年度に繰り越すべき財源はないため、実質収支額は差引額と同額の
6,379,593,392 円である。

①一般会計

歳入予算の執行状況は、次のとおりである。

【歳入】

(単位：円、%)

区 分	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納 欠損額	収入 未済額	収入率 C / A
分担金及び負担金	109,905,000	109,905,000	109,905,000	0	0	100.0
国庫支出金	1,897,000	1,202,000	1,202,000	0	0	63.4
財産収入	7,500,000	7,049,377	7,049,377	0	0	94.0
寄附金	1,000	0	0	0	0	0
繰越金	70,282,000	70,282,991	70,282,991	0	0	100.0
諸収入	101,000	713,831	713,831	0	0	706.8
繰入金	0	11,697,002	11,697,002	0	0	—
計	189,686,000	200,850,201	200,850,201	0	0	105.9

歳入の決算状況は、予算現額 189,686,000 円（当初予算額 187,085,000 円、補正予算額 2,500,000 円）に対し、調定額 200,850,201 円、収入済額 200,850,201 円で、収入率は 105.9%である。

収入の内訳は、広域連合の構成団体である 43 市町村の負担金が 109,905,000 円、保険者機能強化事業に係る後期高齢者医療制度事業費補助金が 1,202,000 円、後期高齢者医療制度臨時特例基金運用収入が 7,049,377 円、前年度繰越金が 70,282,991 円、預金利子が 27,486 円、雑入が 686,345 円、広報・周知等経費に係る後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金が 11,697,002 円となっている。

歳出予算の執行状況は、次のとおりである。

【歳出】

(単位：円、%)

区 分	予算現額 A	支出済額 B	翌年度 繰越額 C	不 用 額 A - (B + C)	執 行 率 B / A	構成比
議 会 費	1,942,000	1,229,876	0	712,124	63.3	0.8
総 務 費	175,244,000	154,652,025	0	20,591,975	88.2	94.9
諸 支 出 金	7,500,000	7,049,377	0	450,623	94.0	4.3
予 備 費	5,000,000	0	0	5,000,000	0.0	0.0
計	189,686,000	162,931,278	0	26,754,722	85.9	100.0

歳出の決算状況は、予算現額 189,686,000 円（当初予算額 187,186,000 円、補正予算額 2,500,000 円）に対し、支出済額は 162,931,278 円で、執行率は 85.9% である。

支出の主な内容は、各市及び町から派遣を受けている職員に係る人件費相当の負担金、職員の時間外勤務手当、広報パンフレット等の印刷製本費、電子計算機器等保守点検委託料、電算処理システム機器賃借料等である。

なお、議会費の執行率が 63.3%にとどまったのは、会議録印刷の単価が予定より低く抑えられたことなどによるものである。

また、総務費において不用額が生じた主な要因としては、派遣職員の人件費等の支出が見込額を下回ったこと等が挙げられる。

②後期高齢者医療特別会計

歳入予算の執行状況は、次のとおりである。

【歳入】

(単位：円、%)

区 分	予 算 現 額 A	調 定 額 B	収 入 済 額 C	不 納 欠損額	収 入 未 済 額	収 入 率 C / A
市町村支出金	148,647,093,000	147,985,465,580	147,985,465,580	0	0	99.6
国庫支出金	264,283,511,000	264,283,512,421	264,283,512,421	0	0	100.0
府支出金	73,885,208,000	73,885,209,550	73,885,209,550	0	0	100.0
支払基金交付金	354,535,703,000	354,535,703,458	354,535,703,458	0	0	100.0
特別高額医療費 共同事業交付金	185,250,000	185,250,646	185,250,646	0	0	100.0
財 産 収 入	3,000,000	2,877,514	2,877,514	0	0	95.9
寄 附 金	1,000	0	0	0	0	0.0
繰 入 金	7,854,342,000	7,816,853,105	7,816,853,105	0	0	99.5
繰 越 金	1,045,878,000	1,045,877,938	1,045,877,938	0	0	100.0
諸 収 入	524,940,000	675,821,736	636,816,503	0	39,005,233	121.3
計	850,964,926,000	850,416,571,948	850,377,566,715	0	39,005,233	99.9

歳入の決算状況は、予算現額850,964,926,000円(当初予算額845,308,316,000円、補正予算額5,656,610,000円)に対し、調定額850,416,571,948円、収入済額850,377,566,715円で、収入率は99.9%である。

収入の内訳は、市町村が徴収する保険料相当額及び保険給付に係る市町村の定率負担分など市町村支出金が147,985,465,580円、国庫支出金が264,283,512,421円、府支出金が73,885,209,550円、支払基金交付金が354,535,703,458円、特別高額医療費共同事業交付金が185,250,646円、財産収入が2,877,514円、繰入金が7,816,853,105円、繰越金が1,045,877,938円、諸収入が636,816,503円となっており、一方、収入未済額が39,005,233円発生している。

歳出予算の執行状況は、次のとおりである。

【歳出】

(単位：円、%)

区 分	予 算 現 額 A	支 出 済 額 B	翌 年 度 繰 越 額 C	不 用 額 A - (B + C)	執 行 率 B / A	構 成 比
総 務 費	2,084,520,000	1,849,946,119	0	234,573,881	88.7	0.2
保 険 給 付 費	839,455,805,000	832,968,875,977	0	6,486,929,023	99.2	98.7
府 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1,842,308,000	1,834,870,164	0	7,437,836	99.6	0.2
特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 拠 出 金	197,714,000	185,998,372	0	11,715,628	94.1	0.0
保 健 事 業 費	1,478,138,000	1,266,966,102	0	211,171,898	85.7	0.2
基 金 積 立 金	5,425,642,000	5,425,519,514	0	122,486	100.0	0.6
予 備 費	15,000,000	0	0	15,000,000	0.0	0.0
諸 支 出 金	465,799,000	465,797,075	0	1,925	100.0	0.1
計	850,964,926,000	843,997,973,323	0	6,966,952,677	99.2	100.0

歳出の決算状況は、予算現額850,964,926,000円(当初予算額845,308,316,000円、補正予算額5,656,610,000円)に対し、支出済額は843,997,973,323円で、執行率は99.2%である。

支出の主な内容は、各市及び町から派遣を受けている職員に係る人件費相当の負担金、医療費通知書等作成業務委託料、電算処理システム機器賃借料、療養給付費、高額療養費、葬祭費、健康診査費及び基金等への拠出金である。

なお、多額の不用額が生じた主な要因としては、総務費では、パンフレットや後発医薬品にかかる事業の入札価格が低く抑えられたことによる委託料の減、保険給付費においては、被保険者数が見込みより少なかったことに伴う給付費の減、また、保健事業費においては、健康診査受診者数が見込みより少なかったことによる健康診査事業委託料の減である。

第6 実質収支に関する調書

調書と決算書を照合したところ、計数は正確であると認められた。

第7 財産に関する調書

①物 品

区 分	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高
紙折機	1	—	1
シュレッダー	1	—	1
印刷機	1	—	1
カラーレーザープリンター	3	—	3
フィニッシャー(プリンター付属機器)	2	—	2
液晶テレビ	1	—	1
パーソナルコンピューター	40	—	40
電話交換機	1	—	1
金庫	1	—	1
財務・給与システムソフトウェア	5	—	5
財務・給与システムサーバー式	1	—	1
サーバーラック	41	—	41
モノクロレーザープリンター	1	—	1
ビデオカメラ	2	—	2
プロジェクター	1	—	1
ハードディスク	2	—	2
インテリジェントスイッチ	1	—	1

(取得価格1品10万円以上)

②基金

後期高齢者医療制度臨時特例基金については、後期高齢者医療制度における被保険者のうち、被用者保険の被扶養者であった者の保険料減額のための財源及びその広報啓発に要する費用等、制度の円滑な施行のための経費に充てることを目的に設置している。

医療給付費準備基金については、財政の健全な運営を図り、後期高齢者医療給付等に要する費用の財源に充てることを目的に設置している。

(後期高齢者医療制度臨時特例基金)

(単位：円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高	決 算 年 度 末 現 在 高
現 金	6,154,986,560	483,767,275	6,638,753,835

(後期高齢者医療給付費準備基金)

(単位：円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高	決 算 年 度 末 現 在 高
現 金	2,879,748,491	△2,879,748,491	0

第8 意見

平成20年4月から開始された後期高齢者医療制度については、国において、現行制度を廃止し、新たな高齢者医療制度を創設するための検討や準備が進められていたが、現在は社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ることとなっており、高齢者医療制度の今後の姿については、先行き不透明な状況となっている。いずれにしても、被保険者の方々に不安や混乱が生じないように、引き続き大阪府や市町村とも連携を図りながら、円滑な事業運営に取り組む必要がある。

このような状況の中、一般会計では、歳出予算の予算執行率は85.9%であり、昨年度の一般会計の予算執行率が74.8%であったことを考えると、適正な予算執行に努めていることが認められる。

特別会計では、歳出予算の予算執行率（支出済額／予算現額）が99.2%となっており、概ね適正に予算執行されていると認められる。一方、特別会計における予算執行率の内訳を見ると、総務費では88.2%、保健事業費では85.7%と、9割を下回っている予算科目も見受けられ、多額の不用額が発生している。

このため、予算編成を行う際には、事務事業の精査はもちろんのこと、被保険者数の見込みや、事業の実施手法等を綿密に検討し、さらにこれまでの実績などを勘案して、限りある財源を更に有効かつ適切に活用することが望まれる。

また、特別会計の歳入の決算状況において、一部負担金の負担割合に係る差額請求等に伴う収入未済額が発生しているが、負担の公平性を確保する観点からも、引き続き徴収に努めるとともに、納付期日を経過したものについては、時期を逸することなく効果的な対応策を講じられたい。

今後とも、後期高齢者医療制度を運営していくにあたり、引き続き事務を効率的、効果的に推進するとともに、規律ある財政運営に努めるよう望むものである。